

平成26年度 第3回安城市定例教育委員会会議録

日 時 平成26年5月15日(木) 午後1時30分

場 所 安城市役所 第10会議室

出席した委員 船尾恭代 委員長
都築雅人 委員長職務代理者
大見 宏 委員
鳥居恵子 委員
杉山春記 教育長

出席した職員 杉浦三衛 教育振興部長
岩月隆夫 生涯学習部長
加藤 勉 総務課長
神尾壽明 学校教育課長
早川雅己 給食課長
大見 智 生涯学習課長
野畑 伸 スポーツ課長
寺澤正嗣 中央図書館長
岡田知之 中央図書館主幹
牧 浩之 文化振興課長
筒井良廣 総務課課長補佐

傍 聴 者 2名

開 会 午後1時32分

日 程

第 1 前回議事録の承認

平成26年4月24日開催の定例教育委員会会議録

第 2 委員長、教育長等の報告

<委員長>

5月 8日 発展祭

<教育長>

4月25日 指導員連絡会

中小体連安城支部評議委員会

4月26日 中学校春季陸上大会

- 4月29日 文化協会総会
4月30日 保健主事養護部会
校務主任連絡会
5月 2日 市幹部会
5月 7日 市部課長会
シルバーカレッジ入学式
市民ギャラリー美術品等収蔵委員会作品内覧会
5月 8日 発展祭
博物館協議会
ユースカレッジ開校式
5月 9日 市民ギャラリー運営委員会
三河小中学校会総会
5月12日 代表監査員辞令交付式
市議会臨時会
5月13日 作手高原野外センター開村あいさつ
5月14日 十日会
市ふれあいネット連絡協議会

以上に出席しました。

第 2 議題

第7号議案 財産の取得について（普通教室テレビ更新）

第7号議案について総務課長説明する。

大見委員：全小学校の全教室のものを更新するのですか。

総務課長：全小学校の普通教室において、更新いたします。ただ、教室によっては、すでに薄型のテレビが入っているところがございます。そういうところは除きます。ブラウン管の旧型テレビについて、更新するとご理解ください。

都築職務代理者：普通教室ということで、特別支援教室は含まれないのですか。

総務課長：特別支援教室も含まれております。

（全員異議なし承認）

第8号議案 安城市民ギャラリー美術品等収蔵委員会規則の一部を改正する規則について

第 8 号議案について文化振興課長説明する。

(全員異議なし承認)

第 3 報告事項

- (1) 平成 25・26 年度委嘱校の研究発表会について
- (2) 平成 25 年度安城市教育センター事業報告について
- (3) 平成 26 年度安城市教育センター運営計画について

報告事項 (1) (2) (3) について学校教育課長一括説明する。

都築職務代理者：教育センターの組織のところで、桜町小学校の元校長の安藤先生が学校経営アドバイザーという職になると聞きましたが、学校経営アドバイザーというのは、クラスのいじめとかが発生しないようにまとめていくとかそういう経営をされるのでしょうか。

学校教育課長：学校のいじめ問題や不登校の問題は、大変大きな問題となっております。直接の改善というか、学校の問題に対して助言していくと同時に教職員が大変若くなっておりますので、教員の力量向上というところも学校経営アドバイザーの大事な職務であろうと考えております。あらゆる面で、この学校経営アドバイザーを今年は試行して、より良いものに作り上げていく年であると考えております。また、いろいろとご指導いただければありがたいと思います。

都築職務代理者：わかりました。なかなか大変な仕事のようなですね。

大見委員：不登校の相談が非常に増えていて、来所相談件数も増えているようです。相談を積極的にしてくる家庭や来所してくる家庭は、それできちんと対処できてよいと思います。相談すら来ないけれど不登校である、また家庭でもほとんど放置されているような子どもに対して、どう対応していくのか。例えば、教育センターとしてこちらから出かけて行って本人と面談するようなことも必要だと思いますが、その辺はどう行われているのですか。

学校教育課長：大見委員の言われた問題については、深刻な問題であると受け止めております。まず不登校の子供たちの心理状態を考えますと一番の接点は学級担任だと思っております。教育センターの職員が出向いても、人間関係が出来ていない中では、とても相談と言いますか、知らない相手に心を開いてくれません。ですから学級担任が親そして子どもたちと人間関係を保ちつつ、そこから教育センターへ繋い

でもらうというところは、考えているところでありまして、今後も研究をしていきたいですし、ご指導をいただきたい内容でございます。

船尾委員長：それに関しては、家庭訪問まではしないですけど、学校の教室には入れないけど学校へは行ける子どもたちに対しては、学校ごとのスクールカウンセラーも対応しており、教育センターへ繋げるということもしています。

船尾委員長：平成26年度の教育センター運営計画の中で、講演会というのがありますが、参加可能でしょうか。

学校教育課長：ご参加いただければ、ありがたいです。

鳥居委員：ふれあい相談のところで、仕事を持つ母親が多くて、9時からの相談や17時以降の相談を希望する相談者が多くなっているとありましたが、そのニーズには応えることができるのでしょうか。あと、土曜日とかの希望はあるのでしょうか。

学校教育課長：お勤めがあつて、どうしても夕方以降でないと相談ができない方が多くなってきております。こういう方々は、時間内で予約を入れていただくのですが、どうしても仕事の都合でキャンセルになるということがございます。臨床心理士がそういった場合、都合がつけば、時間外の対応をすることも昨年度はやっております。これが常々になると難しいのですが、どうしても緊急の場合ですとか必要があれば、対応させていただいております。

大見委員：最近仕事を持つ親が増えています。弁護士会の法律相談でもそういう人たちのニーズがあるので、週に一回午後6時から8時まで、夜間相談をやっています。こういう教育相談も仕事を持っている親御さんがなかなか相談する時間がない場合には、毎日とはいかなくても、毎週何曜日は相談をやりますとか、そういうことは一度考えてもいいのではないかと思います。

学校教育課長：ありがとうございます。お二人のご意見を検討させていただきます。

(4) 安城市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

(5) 安城市生涯学習推進計画策定委員の解嘱及び委嘱について

(6) 市民会館の工事請負契約の締結について

報告事項(4)(5)(6)について生涯学習課長一括説明する。

(質疑なし)

(7) 安城市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について

(8) 安城市スポーツ振興計画策定委員の解嘱及び委嘱について
報告事項(7)(8)についてスポーツ課長一括説明する。

(質疑なし)

(9) 安城市図書館協議会委員の委嘱について

(10) 安城の未来をつくる図書館フォーラムの開催について
報告事項(9)(10)について中央図書館主幹一括説明する。

(質疑なし)

(11) 市民会館文化鑑賞事業等の実施結果及び計画について

(12) 市民ギャラリーコレクション展「木に潜む造形の力」開催について

報告事項(11)(12)について文化振興課長一括説明する。

船尾委員長：前進座の公演が振るわなかったのが、私としてはとても残念だと思っています。先ほどの分析だと、有料であったことが原因ということでしょうか。

文化振興課長：家族と一緒に観に行きましたが、内容としては非常に良かったのですが、テーマが少し古かったのではないかと思います。前進座という劇団をよく知っている人にとっては、いい作品であったと思いますが、公演時期がお盆の時期であったこともあるのかもしれない。

船尾委員長：前進座の公演は、以前は安城市でも何回か行っていましたので、知っている方がもっと多くいると思っていました。チケット代も安かったのでこの値段で前進座が観られるならお得だと知人と話していました。

文化振興課長：半田市とのタイアップの関係で補助金を頂いていたので、この金額で設定できました。

船尾委員長：内容が良かっただけに販売数が少ないのが少し残念でした。もう少し広報に工夫をして、公演内容がもっと分かるようにしていただければ、行く人も増えるのではないかと思います。先ほど説明があった真知亜のコンサートのように、各学校でワークショップをやってからコンサートを行うなどしていただくと会場へ行く人も増えるのでは

ないかと思えます。何か少し考えないともったいないですね。

文化振興課長：ポスター・チラシなどももっと分かりやすいようなものにしていきたいと思えます。

中央図書館長：以前の仕事で関わっていたので、少し言い訳をさせていただきます。前進座が「花木村月夜奇天烈」ということで、あらかじめ題を決めていて、変更することができませんでした。子ども向けにするならば、もう少し簡単な題にするとか、わかりやすい内容にした方がよいのではないかと申し上げたのですが、これは変更できないと言われました。もう一つ問題なのは、通常の前進座ですとメインの俳優がいるのですが、今回は若手だけで編成されたものですから、従来の前進座のファン層を動員することができなかったということがあると思えます。付け加えますと、半田市での公演はもっと集客が少なかったようです。努力はしたのですが、たまたま望むものが中途半端であったことが集客を伴わなかったということだと思えます。

船尾委員長：テレビにも出演している有名人がくると驚くほど集客できるということはあると思いますが、より一層努力をしていただければと思えます。

第 4 その他

船尾委員長：請願について、事務局から説明をお願いします。

総務課長：「教育委員が新教育基本法の改正趣旨をよく理解することを求める請願書」がお手元に配布してございます。なお、この請願につきましても、提出者より口頭陳述の申出書が同時に提出されております。安城市教育委員会会議規則第17条に、「委員会に対して、請願又は陳述をしようとする者は、委員長の許可する時間内において事情を述べさせることができる」と規定されています。以上で説明を終わります。

船尾委員長：それでは委員長として、5分間の口頭陳述を認めたいと思えます。

陳述者：井上と申します。陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。それでは陳述いたしますけれども、まず最初に教育委員の方々にお聞きしたいのですが、教育基本法を読んだ方はいらっしゃいますか。教育基本法というのは、教育関係者にとっては憲法にあた

るものですから、必ず読んでいただきたいと思います。第一次安倍内閣の時、平成18年に新教育基本法が改正されました。ここで、国会で戦後3番目に長い審議時間をかけていろいろと喧々諤々と議論されました。前の基本法に書いてなかった、豊かな道德心とか、公共の精神、伝統文化の尊重、愛国心とかが、初めて明確化されここに盛り込まれました。前の教育法というのは、昭和22年日本がGHQに占領されたときに、アメリカの命令で作られたものです。したがってですね、アメリカという国は、当時は日本を無力化することが目的でしたから、今までの伝統文化とか、愛国心とか公共の精神とかは、ほとんどなおざりにされたものが教育基本法として作られました。それが60年経ってやっと安倍さんが第一次内閣で、このような徳目、伝統文化とかをやっと盛り込まれたわけです。したがってですね、平成18年にそれができましたので、次の最初の採択、平成23年のときには、教育法に盛り込まれたことが、ちゃんと書いてあるかどうかということを教科書チェックするのが、大きな眼目であったと思うのですが、この安城市の教育委員会議事録を見まして、残念ながらそれがほとんど言及されていない。恐らくあまり関心がなかったのではないかと、私は推察します。是非ともしっかり読んで、どういう趣旨で何が変わったのか、それを頭に入れたうえで、教科書を採択して欲しかったと思います。安倍さんもですね、教育基本法作ってからできた教科書を見て、ほとんど変わっていない。ということに疑義を呈しております。皆さんももし前の教科書と新教育法ができてからの教科書を読み比べてみればわかりますけれど、残念ながらほとんど変わっておりません。そのことについても、安城市の委員会でもほとんど議論なし、言及もされておられません。ほんとに私は残念だと思っております。今年平成26年には、小学校の教科書の採択事務がございます。皆さんお2人は読んでいらっしゃるということでしたので、ちゃんと読んで何がどう変わったのか、その変わった趣旨が教科書にきちっと盛り込まれているかを調べたうえで、教科書の採択に臨んでほしいと思います。それから平成27年、来年度ですけれど中学校の教科書採択があります。そのときもですね、教育基本法をしっかり勉強して、何がかわったのか。さらにですね、変わったことがわかるような調査の仕

方を是非とも盛り込んでやっていただきたいと思います。採択協議会の議事録を読みましたが、ほとんど昔と何も変わってなくて、学習指導要領・教育基本法の目的にどのように合っているか、何が合っているかということも何も書いてない議事録です。教育基本法の改正趣旨にどれが一番近いかということを知るようなそういう採択の仕方、教科書調査の仕方というものを是非とも平成26年度の小学校、平成27年度の中学校の時に取り込んでいただきたいと思います。もう一つ挙げますけれど、教科書の閲覧を広く教科書閲覧というものをやっております、広く住民の意見を織り込んで教科書を採択するという文科省の意志だと思っておりますけれど、残念ながら安城市の委員会では、閲覧で出た意見の件数しか報告されてないということです。どのような意見があったかということをもっと報告されていないということです。これも次回は必ず改めていただきたい。少なくとも安城市の住民の意見は、事前に教育委員がちゃんと読んで、その中にはたぶん恐らく、教科書を見るときにいい観点があるはずですから、それを頭に入れてですね、教科書の採択に臨んでいただきたいと思っております。以上です。是非ともこの請願書を議論していただいて、一人一人の意見をいただいて、かつ採択していただくことをお願いします。

船尾委員長：請願の取り扱いについて、決まりはありますでしょうか。

事務局：安城市教育委員会会議規則には、特段の記載はございません。

ただ、第19条には「この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める」という規定がございます。

船尾委員長：この請願について、どう扱いをすればよいか。ご意見やご質問はございますか。

大見委員：教科書の採択についてはですね、いろんな方がいろんな意見を持っておられます。当然いろんな方の意見を聞きながら、私どもとしては教科書の採択に臨むことになると思いますけれども、今日の請願の内容そのものを採択するとか不採択するとかということは、別に必要はないと考えます。こういう意見を承ったということで、今後の教科書選定の採択の際の参考にすればいいと思います。

船尾委員長：教科書採択の際に、参考にすればいいのではないかという

ことですよね。確かにいろんな意見をお持ちの方がおり、採択する方としない方に差があってはということですよ。他にご意見はありますか。

都築職務代理者：特に意見はありません。そういう参考にすべきだとは思いますが、採択不採択は必要ないと思います。

船尾委員長：私もさっきも言いましたとおり、大見委員と同様に考えておきまして、提出された請願の内容に関しましては、私たちも考慮に入れておきたいと思っております。ですから、その観点をちゃんと見て欲しいとおっしゃっていることに関しては私たちも心に留めておきたいと思いますが、この請願に対してどうするかということについては、採択不採択というのは不適當だと思っております。だから、提出された請願の内容は、ちゃんと私たちがわかったうえで、委員会として適切に教科書採択を行わせていただきたいと思います。なので、この請願への対応として、採択不採択は必要ないかなと思っております。それで、よろしいでしょうか。

委員一同：異議なし

船尾委員長：それでは、異議なしということですので、そのようにさせていただきます。それでは、その他のことで何かありますか。

総務課長：次回の定例教育委員会の日程ですが、7月3日（木）午後1時30分から、安城市役所第10会議室で開催させていただきます。

閉 会 午後2時52分